

スタディガイド

(学習指導書)

〈人文地理学（農業）〉

『グローバル化に対抗する農林水産業』

片岡 義晴

法政大学通信教育部

スタディガイド（学習指導書）について

このスタディガイド（学習指導書）は「人文地理学（農業）」を履修するにあたり、指定市販本教科書『グローバル化に対抗する農林水産業』（農林統計出版）を本学通信教育課程で学習する際の手助けとなるよう作成されたものです。

今後、指定市販本教科書で学習を進めていくにあたって、このスタディガイド（学習指導書）を大いに活用して学習に励んでください。

法政大学通信教育部

高柳長直・川久保篤志・中川秀一・宮地忠幸編著（2010）
『グローバル化に対抗する農林水産業』農林統計出版.

I はじめに

この度、「人文地理学（農業）」のテキストとして『グローバル化に対抗する農林水産業』を新たに使用することにした。従来のテキストを変更した理由は、各産業各部門でのグローバル化が一層進み、一国内での生産にもその影響が顕著になってきたからである。小生産者が地域的に集中する地域を「産地」としてとらえ、それら産地相互の競争激化を「産地間競争」として把握するその仕方だけでは、一国内の農業が置かれた競争原理を的確にとらえることが困難になってきたからである。産地間競争の激化ではもはやなく、国内の「産地」全般がグローバル化に直面し、衰退、場合によっては国内から消滅する危機にあるととらえるべきかもしれない。

グローバル化は全品目に対象が及び、しかもそれら品目という「モノ」においてだけではなく、制度それ自体にも及ぼうとしている。TPP 交渉の開始等、農業のみならず産業各分野でグローバル化は一層進もうとしている。

したがって農業におけるグローバル化は「何」に具体的に反映されるのか、そしてそれは日本農業にどのような変容を迫ろうとしているのか、あるいは変容させてきたのか、それらをまず把握することが必要になる。日本農業の現実を如何にとらえるべきかは、それを理解しようとする側にとって重要であるが、生産現場では、グローバル化への対抗手段を如何に創出しようかが差し迫った課題になっている。もっとも現場では、国内の産地間競争に替わるグローバル化という新たな危機への「対抗手段」として意識して、新たな試みを実行しようとしているわけではない。新たな試みの結果として対抗手段となった、というのが実態である。われわれが学ぶべきは、たとえ結果としてではあっても、まずは対抗手段が如何に生み出され実行されてきたのかという多様な現実そのものである。それらを通して、具体的かつ客観的に農業におけるグローバリゼーションを把握することが必要となってくるのである。

このスタディガイドでは、まずグローバリゼーションそのものを整理し、グローバル化と農業の関係を把握する。その上で今日の日本農業を素描し、

テキストそれ自体の問題についても論じていく。そうすることによって、テキストの論述内容それ自体を記憶するのではなく、日本農業で現出しつつある問題点に対するアプローチ方法、視点についての理解を深めることにつなげていきたい。「人文地理学（農業）」で学ぶべき農業地理学の新たな課題を整理しつつ、多様な現実に対する理解もまた深めていきたい。

Ⅱ 「グローバル」と「ナショナル」

1. 「グローバリゼーション」とは何か？

本書でいう「グローバル化」とはいったい何を意味するのであろうか。「グローバリゼーション（globalization）」という用語が辞書に登場するのは1960年代以降、頻繁に使用されるようになったのは冷戦体制の解体後であり、市民権を得たのは1990年代に入ってからである。英語の辞書に「グローバリゼーション」が載っていたとしても語義の説明はほとんどなく、「グローバリゼーション」は近年の造語であるといわれる（伊豫谷 2002）。グローバリゼーションを政治、経済、社会、文化で起こっている諸事象の越境的過程ととらえるならば、規制緩和や民営化のような、グローバリゼーションを推し進める政治的実践のイデオロギーを「グローバリズム」と呼ぶことができる（伊豫谷 2002）。

グローバリゼーションを形式的に定義すれば、それは「世界資本主義の最新段階であり、それを繁栄させる政治的枠組み」（スーザン・ジョージ 2004, 28）と説明されることがある。ここで問題となるのはそのアクター（推進者）である。グローバリゼーションという用語自体がそもそもイデオロギー的であり、「この言葉は、現在の経済的・社会的・政治的な編成から恩恵を受けている人々の利益に最大限貢献する考えを伝達するもの」（スーザン・ジョージ 2004, 28）であると批判される。もっともスーザン・ジョージは反グローバリゼーション主義者として知られており、こうした批判はその主義に根ざしているとも言えよう。

近代世界は元来、グローバルであったともとらえられる。少なくとも資本主義はその成立しつつあった時代以来、そもそも地球規模の現象として存在してきた。しかし今日のグローバリゼーションと比べてみると、主要なアクターとその領域において顕著な相違がみられる。そのことを意識して検討

すれば、近年使用されるグローバリゼーションと言う用語の前には、一定の修飾語を付けるべきであると主張される。たとえばそれは「金融に引きずられた」「企業主導の」あるいは「新自由主義的な」等の修飾語である（スーザン・ジョージ 2004）。これまでのグローバリゼーションに関わる言説の多くは、このアクターを考慮の対象から除外してきた。グローバリゼーションはあたかも普遍的であるかのような言説が横行してきたと思われる。アクターを不問にしたグローバリゼーションと言う用語が広まるとき、世界の権力主体の変化を見いだすことはできない。

2. 「グローバル」と「ナショナル」

「グローバリゼーション」が拡大していくとき、それによって縮小あるいは後退を余儀なくされるであろうと想像される存在として「ネーション」を対置することができよう。グローバリゼーションが進む中で、脱ナショナル化が顕著に進んでいるのが今日の状況といえるが、脱ナショナル化はナショナルなものの縮小あるいは後退としてとらえるべきではない。今日の脱ナショナル化は「グローバルなプロジェクトへと向かうナショナルな能力へのギアの切り替え」（サッセン 2011, 51）である。

サッセン（2011）によればグローバリゼーションを促進する2つの力学が存在するという。まず第1に、WTO やグローバル金融市場などのような目に見えるグローバリゼーション制度や過程の形成である。第2にグローバル化とは考えられないが、多面的で越境的なネットワーク編成である。それらはナショナルな諸条件の中で構築されてきた、各地の領土や制度的領域内で発生する、たとえば人権や環境組織のような、国境を越えたネットワークなどである。それらは必ずしも国家間システムを通じて結びついているわけではない。第2の力は、ナショナルなレベルにおいて、グローバルな志向をもった事例に見いだされる。

グローバリゼーションは「一方ではナショナルな装置や機構を破壊しながら、他方ではそれらを組み替えて進行する」（伊豫谷 2011, 468）のであり、ナショナルなものが消滅するわけではない。それはむしろナショナルなものを再編強化さえるのであり、「ナショナリズムとグローバリゼーションとの共犯関係こそ、グローバリゼーションと呼ばれる時代を読み解く鍵」（伊豫谷 2011, 468）である。ナショナルなものがあるからこそグローバル化が進むの

である。

グローバル資本の自由な活動の条件をつくりだすこと、それがグローバリゼーション時代の国家の役割である（伊豫谷 2011）。グローバルとナショナルは表裏一体の関係にあると言わなければならない。しかし問題はグローバリゼーションを推進することができないようなネーションや、さらにはローカルスケールの地域、すなわち国民国家や地域の中でも限界的な位置づけにある国家や地域である。グローバリゼーションは「そうした役割を演じられない国家、あるいは地方を経済的に市場から退出させる」（伊豫谷 2011, 470）という側面を見逃すことはできない。

3. グローバリゼーションの進展と変容

自由貿易の実現、それによってグローバリゼーションは一層進展するが、その実現を目指す協議機関として 1995 年に発足したのが世界貿易機関（WTO）である。しかし、各国が WTO 体制の推進を容認し、ルール作りが完成したわけではない。WTO は 2011 年 12 月 15 日から、最高意思決定機関の定例閣僚会議をジュネーブで開催した。貿易自由化の国際ルール作りを目指し、これまで 10 年間継続してきた多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）¹⁾ について、行き詰まった現状を打開しようというものである²⁾。加盟各国・地域が自由貿易の恩恵を受けることができるようにするという WTO の当初のもくろみは、今や隘路に立ち至り実現困難な状況にある。

その間隙を縫うように 2 国間・複数国間での、一種の経済のブロック化ともいいうる自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）³⁾、さらには環太平洋経済連携協定（TPP）などの貿易協定締結が、WTO 体制の整備に先行して加速しつつある。TPP は自由貿易の象徴的存在としてとらえられているが、しかしそれは WTO が目指した、公正かつ自由な貿易体制の確立という目標からはかけ離れている。世界の貿易協定は 300 近く存在するとされるが、いわゆる最貧国（LDC）はそれら貿易協定に参加すらできず取り残される可能性が高いからである（有田 2011）。これらの潮流を見れば、国際貿易のルール作りは決して容易でないことを知ることができる。

日本を例にすれば、2011 年現在 13 カ国・地域と EPA を結んでいるが、その中で関税対象から除外されている品目は 940 に及ぶ。そのうち約 850 品目が農林水産物であり、それらが日本にとって保護すべき対象品目とされて

きたのである。しかし TPP では例外なき関税撤廃が原則とされ、それら農林水産物を含めた貿易自由化が課題となってくる。TPP の対象は、これまで関税化の対象外とされてきた多くの農林水産物に限定されず、公共工事入札、かんぼ生命、共済制度、商品規格、医薬品価格の設定、環境規制など多岐に渡ると想定されている。TPP は日本の国家制度、すなわちナショナルな仕組みそのものに変容を迫る可能性が高いのである。

Ⅲ グローバリゼーションと日本農業

1. 農業のグローバリゼーションとその影響

農業をめぐるグローバリゼーションは、具体的には各国間の農業交渉によって進められてきた。世界の農業交渉は 1990 年代までは先進国間でのものであったが、21 世紀にはいと途上国と先進国との交渉が展開されるようになっていった。

戦後日本の国際農業交渉は主としてアメリカとの関係で進められてきたが、日本農業のグローバリゼーションはこれらを契機として進んできた。第 1 に、対米関係に主眼をおいた日米二国間交渉であり、第 2 に GATT・WTO 交渉であった。前者は 1990 年代に GATT 交渉に一体化されていった（遠藤 2004）。

日米二国間交渉の例として牛肉・オレンジ及びその果汁の貿易自由化交渉は記憶に新しい。両国間のそれは三次に渡って行われ、1988 年には妥結した。これに伴って日本国内では農業以外で制度変更がなされた。同交渉の対象品目のオレンジを例にすれば、その輸入自由化のための日本国内の制度変更を挙げることができる。

アメリカ産の柑橘類にはポストハーベスト⁴⁾として防カビ剤が使用される場合が多く、OPP（オルトフェニルフェノール）やイマザリルなどはポストハーベストとして使用される典型的な防カビ剤である。OPP は発ガン性が疑われ、日本では 1969 年に使用禁止とされた。1975 年にアメリカ産輸入柑橘類から OPP が検出され、廃棄処分された。これを受け、アメリカ政府は日本政府に OPP 使用を迫り、その結果、日本政府は 1977 年これを食品添加物として認めた。また、イマザリルは急性毒性が強く発ガン性も疑われるが、輸入柑橘類やバナナに使用されることが多い。アメリカ産輸入レモンからイマザリルが検出されたが、当時イマザリルは食品添加物として指定されておら

ず、日本政府は 1992 年にこれを食品添加物として追加指定した。さらに残留農薬基準も低い水準で同年、整備された。

これらは、日本政府がアメリカの圧力に屈した外交上の政治的措置ともとらえられるが、当該作目生産者に対する措置だけでなく、日本の食品安全行政の根拠となる食品衛生法の改正という国内制度の再編成を伴ったのである。グローバリゼーション推進のための国内制度の再編である。二国間交渉という、国家相互のせめぎあいという観点からだけではこの問題をとらえることはできない。

グローバリゼーションは食品の安全基準をめぐって各国に影響を及ぼしている。1987 年、当時の EC が域内の肉牛に成長促進ホルモン剤の使用を禁止したことにより、アメリカから EC への牛肉輸出が困難になったことに端を発し、アメリカ政府はこれを非関税障壁であるとして GATT に整合化案を提示した。その際、食品安全基準として採用しうるのは、コーデックス委員会⁵⁾による基準のみであり、それを国際基準として採用することをアメリカ政府は主張したのである。コーデックス委員会は食品安全基準の国際的整合性を図るための機関であるが、しかし同委員会は先進国食品企業の代弁者であるとしてしばしば批判されている。さらに重要なのは、その国際的整合性とは最も低レベルの食品安全基準に各国の基準を統一していくことにあるという点である（豊田 2001）。

2. グローバリゼーションと日本農業の低迷

(1) 日本農業の現状

日本農業の現状を農家数、農業就業人口、経営規模、農業総産出額から概観しておこう（第 1 表）。第二次世界大戦前の農家数は約 550 万戸であったが、戦後、引揚者の増加もあって増加し、ピークは 1950 年の 618 万戸であった。その後、1965 年に 556 万戸を数えた農家総数は 2005 年に 285 万戸、2010 年には 253 万戸へと一貫して減少していった⁶⁾。2010 年の販売農家数は 163 万戸に過ぎず、2005 年の 196 万戸からも 33 万戸減少した。

農業就業人口も 1965 年に 1,151 万人であったものが、2005 年は 335 万人、2010 年には 261 万人へと減少した⁷⁾。また、2005 年の農業就業人口 335 万人のうち 65 歳以上が 195 万人（58.2%）であったものが、2010 年は 261 万人のうち 65 歳以上が 161 万人（61.6%）を占め、農業就業人口それ自体の減少

の中で高齢化もまた進んでいる。

第 1 表 高度経済成長期以降の日本の農業変化

年	総農家数 (万戸)	農業就業人口 (万人)	経営耕地総面積 (万 ha)	農業総産出額 (億円)
1965	556	1, 151	513	31, 769
1970	540	1, 035	516	46, 643
1975	495	791	478	90, 514
1980	466	697	471	102, 625
1985	423	543	440	116, 295
1990	383	482	420	114, 927
1995	344	414	397	104, 498
2000	312	389	373	91, 295
2005	285	335	345	85, 119
2010	253	261	319	81, 214

資料：『農林業センサス』、『生産農業所得統計』

注：1) 1985 年以降の農家数は、1990 年の新定義に基づいた農家数を示す。

2) 1985 年以降の農業就業人口は販売農家のみの数値である。

3) 1985 年以降の経営耕地総面積は販売農家の経営耕地総面積を示す。

日本全体の経営耕地総面積も 1965 年に 513 万 ha であったものが、2005 年 345 万 ha、2010 年 319 万 ha へと減少した。また農業生産の担い手不足、高齢化にともなって耕作放棄地も増大し、2010 年のその面積は約 40 万 ha に達し、埼玉県とほぼ同じ面積水準になっている。

農家数減少、農業就業人口減少も 1 戸当たり経営耕地規模拡大には結びついてはいない。1 戸当たり経営耕地面積は 2005 年全国平均で 1.76ha、2010 年のそれは 1.96ha である⁸⁾。2010 年の都府県平均の 1 戸当たり経営耕地面積は 1.42ha、北海道のそれは 21.48ha である。同年における都府県の経営耕地規模 5.0ha 以上の農家比率は 3.7%、北海道の 50ha 以上のそれは 11.4% である。農業全般の低迷傾向、兼業化の一層の進展とも相まって、農家の経営規模の飛躍的拡大は未だみられないが、上記のように各地域において大規模経営の展開が一部において見られることもまた事実である。

日本の農業総産出額は1960年に1.91兆円であったが、その後増大し、1977年から1996年まで10兆円を上回る水準であった。1984年の11.72兆円は戦前・戦後を通じた農業総産出額のピークであったが、その後減少し2001年以降、8兆円台を推移し、2010年は8.12兆円であった。

2009年の林業産出額は0.41兆円、そのうちキノコ類の産出額が0.22兆円（53.4%）を占める。また2009年の漁業生産額は1.47兆円である。したがって2009年の農業、林業、水産業の産出額・生産額は約10.4兆円である。この数値は戦後ピークを迎えた1984年の農業総産出額11.72兆円をも下回る水準である。

2005年の飲食料最終消費額は73.58兆円であり、同年の農業総産出額8.51兆円と比較すると、約65兆円近くが飲料も含めて農業以外の食品関連産業、外食産業等に支出されたと考えられる。農業の6次産業化⁹⁾が求められるゆえんである。

また、カロリー・ベースの食料自給率も1960年の79%から2009年には40%へと低下した。2010年の農林水産物輸入額は7.12兆円、うち農産物輸入額は4.83兆円である。同年の農林水産物の輸出額0.49兆円、そのうち農産物輸出額は0.29兆円に過ぎない。したがって同年の農産物純輸入額は4.53兆円であり、国内の農業総産出額の約半額にあたる。カロリー・ベースの自給率と比較すると、高付加価値の農産物生産を国内農業が担い、輸入農産物は比較的低価格の農産物に集中していると見ることもできる。

（2）グローバリゼーションと日本農業の長期的低迷

日本農業の長期的低迷の要因を他産業の成長とグローバリゼーションによるものとすれば、前者と後者それぞれの低迷への関与程度は明確ではない。品目によっても低迷への両者の関与の程度は異なり、また年代によってもその程度は異なるからである。さらにまた、他産業の成長とグローバリゼーション進展の相互関係もまた明らかではない。他産業とりわけ製造業の1960年代以降の生産増大とその輸出増大は、他産業全般のグローバル化を示すと共に、農林水産物輸入増大と製造業発展の代替関係に基づくと考えられるからである。

とはいえ、日本農業がグローバリゼーションに規定されていることは事実である。日本の畑作農業の中心地である北海道を例にすれば、かつては「主穀なき畑作」といわれ、北海道の畑作農業は主作目を模索し続けてきた。明

治期以来、世界的な国際的商品作目との競合に晒されて続けてきたのである。北海道十勝における小麦、テンサイ、馬鈴薯、豆類の4作目による輪作が定着したのは、ようやく1970年代以降のことであった。これらはいずれも国際的商品作目であり、いずれも国家的補助に支えられて今日の生産が維持されているのである。また網走などオホーツク沿岸地域においては戦前、ハッカ生産が盛んに行われたが、これも人造ハッカの登場、諸外国での生産増大によって変容を余儀なくされ、今日の小麦、テンサイ、馬鈴薯の3作目による輪作体系が確立したのも1970年代のことであった。少なくとも北海道農業はこれまでグローバル化に規定され続けてきたといわなければならない、各種の農業保護政策によって生産は維持されてきたのである。

(3) WTO 体制下の農業政策

ドーハ・ラウンドが危機的状況に陥りつつあるとはいえ、1995年以降、グローバル化を推進する仕組みとして期待されてきたのはWTOである。WTO体制下においては、従来のような各国独自の政策を実施できない仕組みを構築しようとしてきた。各国共に農業保護措置を採り、そのためGATTにおいて例外規定に該当する品目が多かったのが農産物であり、したがって農業分野のグローバル化は工業製品のように急速に進展しなかったのである。

農業においてWTO体制下で求められたのは、市場アクセス（中でも国境措置）、輸出競争、国内支持に対する削減に関してである。国境措置に関しては原則的関税化が求められ、これによって非関税措置による特定品目に対する保護も削減されることになった¹⁰⁾。輸出競争に関しては、輸出補助金の削減が決定された。また、国内支持に関しては詳細な分類と削減が約束された。

「黄」「青」「緑」の各政策と呼ばれる国内支持に関わる規定は、各国の農業政策を条件付けるものとなった。「黄」とされるのは国内生産を刺激し、貿易をゆがめるような生産補助金、価格支持に関する政策で、削減対象とされた。また「青」とされるのは生産調整に伴う直接支払い、「緑」とされるのは環境施策や条件不利地域への直接支払い等であり、これに関する政策は削減対象とはならない。

これらによって「国内農業はWTO体制の規律下におかれることとなり、政策自由度は大きく制限されることになった」（千葉2001, 59）のである。日本もWTO体制の規律下で農業政策を実施しなければならなくなった。環境

保護を謳う農村資源の維持管理策や都市・農村交流策の推進も、一面では WTO 体制の規律下で、生産の拡大を政策目標として前面に打ち出せなくなった農政が、他の原理を採用、あるいは原理のすり替えによる農政延命のための政策の一つととらえることすら可能である。少なくとも、生産者の生産意欲を刺激し生産増大につながるような補助事業は、今後の日本では望むことはできない。一方でそれは、小さな政府を目指す新自由主義の主張にも合致したものである。

日米間の牛肉・オレンジの貿易自由化交渉を経て、これまで日本で認められてこなかった農薬の使用を認可するための食品衛生法の一部改正は、貿易の障壁を取り除くための措置としてすでに GATT ウルグアイ・ラウンドで合意され、WTO でも各国の食品防疫、食品衛生基準を国際的基準へ改正することが求められてきた結果と合致する。国内法の整備はグローバル化のための手段として活用され、従来の法制度、すなわちナショナルな制度を改変することになったのである。この際のナショナルな制度改変のアクターと、それによる利益の主たる享受者が誰であるのか、それを明確に把握する必要があるだろう。

今後の TPP 交渉の過程で、これまでの各国の取り組みも再度変更を迫られることもあり得るが、少なくとも、各国独自の農業保護政策が再び実行される可能性は低いといわなければならない。

3. グローバリゼーションと日本農業の産地

これまで農業地理学は、小生産者が地域的に集中する地域を「産地」としてとらえ、それら「産地」を分析対象としてきた。しかしそれは、あくまでも日本という「国家」を前提とした議論であった。国家による農業政策に基づいて産地が形成されてきたこともまた事実である。1960 年代以降進められた主産地形成は、農業基本法に基づいたものだったのである。その中で顕在化してきたのが産地相互の競争、すなわち「産地間競争」であった。

しかし上記のように、農業に関する国家独自の政策は展開できなくなりつつある。国家という媒体を欠いたまま、産地は市場に直面せざるを得ないことになる。したがって、産地間競争とそこでの生き残り策がこれまでの各産地の課題であったが、今や産地は市場、しかも世界市場に直面せざるを得なくなったというべきである。競争原理が大きく変容したというべきであろ

う。農業保護が漸次縮小に向かいつつある中で、各産地は世界市場の中での競争を強いられることになったのである。

グローバル化の中でのこれまでの各産地の対応には、高品質化や品目の転換による輸入品との棲み分け、生産や流通のコスト削減による価格競争力の向上等が挙げられる。しかし、グローバル化の中で劣位におかれるのが限界地域である。市場から遠い遠隔地や離島等の条件不利地域がグローバル化の影響を最も強く受けることになる（高柳 2006）。国家の政策介入が今後一層減少していくであろう中では、産地の中でも限界地域の対応が課題となってくるはずである。

IV 新テキストの課題と問題点

新たにテキストとした『グローバル化に対抗する農林水産業』を対象にして、いくつかの書評が著されている。それらを手がかりにして、本書を人文地理学（農業）のテキストとして使用する上での注意点を述べておきたい。

1. 農林水産物の貿易構造の相違

本書は各農林水産物の産地を事例にして、グローバル化への対抗例を中心に各執筆者が論述している。それぞれの論述には一定の論理が見いだせる。しかしいくつかの問題点が指摘される。

まず第1に、第1次産業のグローバル化とはいっても、林産物と農産物とは性格に相違があるという点である。多くが食料品に分類される農産物と異なり、林産物は工業製品に分類され、既に貿易自由化が進んでいる。合板や集成材の日本の関税率はGATTケネディ・ラウンドでは20%であったものが、ウルグアイ・ラウンドでは6%に引き下げられている（古家 2011）。農産物の自由化とは、品目の性格が根本的に異なっているといわなければならない。林産物はほぼ輸入自由化された工業製品としての扱いが必要であり、それを前提とした第1次産業の産地対応を検討しなければならないはずである。農林水産業の産品をすべて第1次産業という「括り」方でとらえたことによる一種の混乱が、商品としての相違を見落とすことになったのではないかと考えられる。商品はあくまでも経済活動の中で存在しうるのであり、それを生産する産業の特質から位置づけられるものではないのである。

第2に、国家の関与程度の大きい作目と小さい作目との相違と、それに関する論究がなされていない点である。本書でも論じられている米、小麦とその他作目との農政上の位置づけの相違である。いうまでもなく米は食糧管理法下の統制品目であったし、食管廃止後も減反政策実施など国家が生産、流通に関する影響を保ち続けてきた。麦に関しては戦後まもなく食管対象からは除外されたが、買入価格の設定等、未だに国家の補助政策によって維持されているとみるべきである。本書の「はじめに」で論究されているカロリー・ベースの食料自給率40%という問題とも関連するが、自給率の低さは米、小麦等の主穀の圧倒的な内外価格差に根本的に起因するといつてよい。少なくとも米、小麦等の主穀に関しては各産地の対応を個別に論じるのではなく、日本の国家的食料生産・自給政策のあり方の中でこそ論じられるべき課題である（恒川 2001）。

2. 日本の農業構造とグローバリゼーションの関連

さらに恒川（2011）も指摘しているが、日本農業に内在する構造的な問題点とグローバル化の影響とを整理・分別する必要があるという点である。グローバル化という観点からだけで、日本の農業問題をすべて整理することは不可能である。どの点が日本農業に内在する問題で、どの点がグローバリゼーションに関連する問題なのかという整理・分類がない限り、農業の現状の全てを「グローバリゼーション」というブラックボックスに入れて扱う危険性があるからである。

このスタディガイド第Ⅱ章、第Ⅲ章でも触れた、いわゆるグローバリゼーションそれ自体の整理、日本農業のグローバル化という2つの面の理論的整理が十分ではなかったという点も指摘されよう。この点について付言すれば、農業のグローバル化についても本書では、すべての品目があたかも一律にグローバル化が進行したかのような想定であったことも指摘できる。貿易構造、それを規定する輸出・輸入政策、それらと併行して日本の農業政策は実行・実施されてきたはずであるからである。

3. 個々の産地事例と理論的総括の欠如

本書の論理展開全般に関して指摘されているのが、個々の産地事例の紹介にとどまり、全体的な総括がなされていないという点である（恒川 2011）。

情報を整理する視点や理論提示がないとも指摘されている。

農業地理学では個別事例分析に終始し、理論提示に欠けるという指摘がこれまで何度も繰り返されてきた。公共部門論が欠如しているために政策論を打ち出せず、事例分析に終始する傾向が強いと批判されてきた地理学の中でも（岡橋 1982）、農業地理学はとりわけ伝統的に事例分析に主眼をおいてきた分野であることも事実である。とはいえ、これまで必要とされた国内を想定した公共部門論ではなく、今後必要とされるのは第Ⅱ章でも触れたグローバルイゼーションそのものに対する検討、しかも学際的検討であろう。

4. 新テキストを通して学ぶべきこと

以上のような課題、問題点をテキストは有している。農業地理学そのものがこれまで持ち続けてきた問題も本書では見いだされる。

しかし本書において学ぶべき点もまた多い。各論述はそれぞれの執筆者のいわば専門的領域である。農林水産業の個別部門は、それぞれの論述にあるように個別の生産構造を持つ。そしてこれまで各地で得た現実に基づいた情報から、各執筆者は通俗的な一般的説明に修正を迫ろうとしてきた。日本農業の衰退、担い手の高齢化、新規就農者の希少さ、産出額の低迷、等々の通俗的一般論の説明を鵜呑みにするのではなく、各部門の現場では具体的にどのような凸凹が見られ、結果的に全体の平均値としての衰退、低迷、あるいは新たな生産増大への予兆、等が見いだされる、といった説明を現実の現場から見いだそうとしてきた。本書の論述は、新たに迫っていこうとするテーマを各執筆者が最認識するための作業でもあった。それらについて、まず客観的に評価することが必要であろう。グローバル化の理論的整理は、これらの個別事例を踏まえることの上でこそ確立しうるものであろう。

農業地理学では集落や1市町村を単位として論じることが多い。ここで重要なことは、それら現場の生産者にはそれぞれ凸凹が存在するということである。小さい事例は数的にスケールが「小さい」ということに過ぎない。見いだされる問題、一般化する論理のレベルが「小さい」あるいは「低い」ということではない。「小さい」事例を通して、そこに凝縮している大きな問題を見いだすことが重要である。本書各執筆者の個別の「小さい」事例を材料として、日本農業についての理解を深めることが必要であろう。

V おわりに

これまでグローバリゼーションそれ自体についてページを割き、日本農業を考える手がかりにしようとしてきた。それも十分であったとはいえない。しかし現代日本はグローバリゼーションと言う用語が氾濫しているにもかかわらず、その理解は統一されてはいない。伊豫谷（2002）が言うように、グローバリゼーションに対する総括的な研究それ自体が十分に行われてきたわけではなく、研究分野ごとに限定的に行われてきたことも、グローバリゼーションに対する矮小化された理解を助長してきたというべきかも知れない。とりわけ農業に関しては、グローバル化＝貿易の拡大、とでも言うような一面的な理解が横行している。グローバリゼーションはナショナルな側面の再編強化を伴うものと考えれば、農産物のグローバル化と共にどのようなアクターが関与しているのかを含めて、広角的な視野に立ったグローバル化の再検討が必要であろう。

本書の中で高柳が述べているように、グローバル化とは世界的に制度が一体化することを指し、それは第1に、国際的なルールや条約に関してであり、第2に、生産方法や消費の統一化、画一化である、ととらえるだけで十分かという疑問もでてくる。サッセン（2011）の言葉を借りればいずれも第1の力のことを述べているのであり、第2の力、すなわちナショナルなものの再編強化がどの側面で生起しつつあるのかを見極める必要がでてこよう。

とはいえ農業に関する限り、グローバル化が進みにくい分野であったことは事実である。貿易において一律関税化等の合意が得にくい分野であったのは事実である。長雨、干ばつ等をもたらす気象・気候変化、それによる収量の不安定さを恒常的に抱えているという構造的特質、農業生産それ自体がそもそも地域内消費を前提に行われ、輸出向け生産は世界的には例外的であるという特質、それらが工業製品とは異なって、貿易に関して例外規定を農業分野に設けざるを得ない要因であったといわなければならない。

新規に使用することにしたテキストについて、これまでいくつかの問題点を指摘してきた。しかし完璧な著作などあり得ない。本書の執筆者は、筆者を除けば皆若手で、しかも現在の農業地理学研究を牽引する者ばかりである。そのため本書の中では「安全運転」ではなく、一種危険を冒している面があ

る。しかし、これまでの常識ではとらえられないような現象が起きつつある中では、常識にだけ捕らわれていては、現実を把握することすら困難になるであろう。若手研究者達の新たなアプローチ方法をつかむべく、日本の現実の農業問題、そして農業のグローバル化について目を向けていただきたい。

[注]

- 1) WTO に加盟する 153 カ国・地域がモノやサービスの貿易自由化を進めるためのルールづくりを目指す多国間交渉である。各国の関税率削減などを通じて貿易を活発化させ、世界経済の発展を目指す。WTO の前身である関税と貿易に関する一般協定 (GATT) 時のケネディ・ラウンド (1964～1967 年)、東京ラウンド (1973～1979 年)、ウルグアイ・ラウンド (1986～1994 年) に次ぐものだが、2001 年の交渉開始以来、先進国と途上国、とりわけ後者の中の新興国との対立が続いている。
- 2) 朝日新聞 2011 年 12 月 15 日、東京本社版、朝刊。
- 3) 2 つ以上の国・地域間で、FTA の要素と共に貿易以外の分野で締結される包括的な協定を指す。
- 4) 収穫後に農薬を使用することをポストハーベストと呼ぶ。日本では農薬取締法に則り、農薬はその物質によって定義されているのみであって、ポストハーベスト農薬には規定がない。すなわち同法には収穫前、収穫後という使用時期による農薬の規定は存在しないのである。ポストハーベスト農薬に対しては食品衛生法に則り、残留農薬基準が設定されている。その際、殺菌・防カビ等、収穫後の「保存」のためのものは食品添加物として指定されている。
- 5) コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) は FAO と WHO の合同の国際食品規格委員会として 1962 年に設立された。同委員会では、農薬とは生産、輸送、貯蔵の過程で使用される物質とされ、収穫後の輸送、貯蔵のために使用される、つまりポストハーベストも農薬として明記されている。農薬に対する規定はこの点において同委員会と日本とは異なっている。
- 6) 1990 年の世界農林業センサスにおいて、農家の定義が変更された。したがって 1990 年以降の農家数とそれ以前の農家数とを単純に比較することはできない。

- 7) 1990 年以降のセンサスでは、農業就業人口は販売農家のそれである。
- 8) 1 戸当たり経営耕地面積は、2005 年と 2010 年の販売農家の経営耕地面積を販売農家数で除した数値である。
- 9) 農業生産だけを取りあげれば第 1 次産業であるが、その農畜産物を加工することによる 2 次産業化、さらにそれらを販売することによる 3 次産業化、それら各部門をすべて実行することによる収入の増大を目指すことを、各産業分類の合計値によって「6 次産業化」と呼ぶことがある。
- 10) 関税化には特例措置としてミニマム・アクセス機会が設定された。日本の場合は米をミニマム・アクセスとした。

【文献】

- 有田哲文（2011）WTO と TPP 自由で公正な貿易は退く，朝日新聞 2011 年 12 月 4 日，東京本社版，朝刊，第 6 面。
- 伊豫谷登志翁（2002）『グローバリゼーションとは何か―液状化する世界を読み解く』平凡社。
- 伊豫谷登志翁（2011）監修者あとがき―グローバリゼーション・スタディーズの課題，（所収，サスキア・サッセン（伊豫谷登志翁監修、伊藤茂訳）『領土・権威・諸権利 グローバリゼーション・スタディーズの現在』明石書店）463-471。
- 江尻 彰（2006）現代世界の農産物流通はどうなっているのか？，（所収，榎原正澄・江尻 彰編著『現代の食と農をむすぶ』大月書店）107-118。
- 遠藤保雄（2004）『戦後国際農業交渉の史的展開―関税交渉から農政改革交渉への展開と社会経済的意義』お茶の水書房。
- 岡橋秀典（1982）山村問題研究の方法と課題，史淵 118, 191-224。
- 高柳長直（2006）『フードシステムの空間構造論―グローバル化の中の農産物産地振興―』筑波書房。
- 千葉 典（2001）WTO 体制の成立と農業自由化路線―GATT 体制から WTO 体制へ―，（所収，中野一新・杉山道雄編著『グローバリゼーションと国際農業市場』筑波書房）45-67。
- 恒川磯雄（2011）書評『グローバル化に対抗する農林水産業』，農業経済研究 83-2, 112-114。
- 豊田 隆（2001）『アグリビジネスの国際開発―農産物貿易と多国籍企業―』

農山漁村文化協会.

古家 淳 (2011) 書評『森林の持続可能性と国際貿易』, 農業経済研究
83-2, 105-106.

吉田国光 (2011) 書評『グローバル化に対抗する農林水産業』, 経済地理学
年報 57-2, 60-62.

サスキア・サッセン (伊豫谷登志翁監修、伊藤茂訳) (2011) 『領土・権威・
諸権利 グローバリゼーション・スタイディーズの現在』 明石書店.

スーザン・ジョージ (杉村昌昭、真田満訳) (2004) 『オルター・グローバリ
ゼーション宣言』 作品社.

スタディガイド（学習指導書）〈人文地理学（農業）〉
『グローバル化に対抗する農林水産業』

2012 年 4 月 1 日 第 1 版第 1 刷発行

2016 年 4 月 1 日 第 1 版第 2 刷発行

発行所 法政大学通信教育部

102-8445 東京都千代田区富士見 2-17-1

電話 03 (3264) 6557

印刷所 株式会社 エイチ・ユー

102-0073 東京都千代田区九段北 4-3-16

電話 03 (3264) 9569